

令和8年度伊根町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

現在、伊根町全体において、中山間地域の課題である鳥獣被害や農業者数の減少、後継者不足、高齢化の進行が著しい状況となっている。

伊根町の作物作付の現状は、水田利用の大半が水稻であるが、1戸当りの平均耕作面積は50a未満で、ほとんどが零細規模経営である。

一方で、みず菜・九条ねぎなどの野菜は、施設園芸による生産を中心に計画的な面積拡大に努めた結果、ブランド京野菜の産地に指定され、府内における産地の一翼を担っている。

そば（筒川そば）は、農業者の高齢化による労働力の低下に伴い、水稻生産に代わる土地利用型作物として生産を拡大し、地域特産物としてのブランドを確立しており、また、耕作放棄地の発生防止にも繋がっている。

小豆（薦池（こもいけ）大納言）は、一時は生産が途絶えつつあった地域在来種であったが、生産者団体、関係機関で一丸となって生産振興に取り組んだ結果、少量ではあるが希少価値の高い高級ブランド小豆としての地位を確立するまでに至っている。

今後も、地域の実情に応じた担い手の確保・育成、農地の集積・集約化、地域計画による将来を見据えた地域農業の在り方の検討を行うとともに、経営所得安定対策等の交付金制度を有効に活用しながら、地域振興作物の生産拡大を図り、総合的に水田農業施策を推進していく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物である野菜は、付加価値の高い京野菜ブランドのみず菜・九条ねぎ・伏見とうがらしの生産を推進するとともに、京野菜生産を基軸とした新規就農者の営農モデルを確立し、野菜の生産を拡大していく。また、小豆は、薦池大納言として、地域特産物に位置づけ、地域ブランドによる付加価値の向上を図り、収益力の強化と生産のさらなる拡大を図る。

転換作物のそばは、筒川そばとして、地域特産物に位置づけ、地域ブランドによる付加価値の向上による収益力の強化を図り、水稻からの転換を促進する代表的な作物として積極的な生産の促進を図る。

各地域において、農地バンク制度を活用し、農地の集積・集約化を図り、産地として効率的な生産体制を構築し、生産コストの低減を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域における現在の水田の利用状況、担い手や高齢農家等の労働力の状況等を総合的に分析して、水田を維持するか畑地化を図っていくか等の方向性を判断する。

水田の利用状況の点検に当たっては、営農計画書に基づき作付状況を確認し、必要に応じて農業者に対してアンケートや聞き取り等を実施し、畑地化への転換の意向確認を行っていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

土地利用型作物として最も有効な作物であり、本町において主要作物となっている。食味においても地域条件上、昼夜の寒暖差が大きいため良食味米の生産に繋がっており、今後も「特A」の獲得をはじめ、高品質良食味米や特別栽培米など付加価値の高いブランド米の生産拡大に取り組むとともに、低コスト・省力化技術を導入し、伊根町独自に「おいしい米」を選定、新たな販売ルートの拡大を図り売れる米づくりを推進する。

水稻採種については、引き続き、関係機関と連携し京都産コシヒカリの優良種子の生産に努める。

酒造好適米については、酒造業界からの需要の高い京都府のオリジナル品種である「祝」の改良版の「祝2号」の生産量を確保していく。

(2) 非主食用米

飼料用米

主食用米の需要減少が見込まれる中で、飼料用米を多様な米づくりのひとつとして推進する。

また、町内実需者の需要に即して、安定的に生産・供給がされるよう複数年契約による生産を推進する。

(3) 飼料作物

戦略作物として飼料作物の作付推進を図る。また、町内実需者との需要に即した生産を推進する。

(4) そば

そばは、天候に収量が大きく左右され、鳥獣被害も多いことから、安定生産が難しく、町内実需者の需要に応えられていない状況である。

鳥獣害対策、排水対策等の生産技術を確立しつつ、水稻からの転換を促進し、新規生産者の確保に努めることで、地域ブランド「筒川そば」の生産拡大を図る。

(5) 高収益作物

ア みず菜、九条ねぎ、伏見とうがらし

みず菜、九条ねぎについては、パイプハウスにより周年出荷が可能な生産体制の構築とブランド京野菜の強みを活かした販売により、専業農家の育成を図るとともに、新規就農者の確保にも努める。伏見とうがらしは、作業が比較的簡易で獣害が少ない作物でもあり、露地での生産拡大を推進する。

今後も関係機関と連携し、京野菜産地としての栽培面積の拡大と生産量の安定・増大に努めるとともに、戦略的な販売などを推進し、農業所得の向上に繋げる。

イ 小豆

小豆は、天候に収量が大きく左右され、鳥獣被害も多いことから、安定生産が難しく、町内実需者の需要に応えられていない状況である。

鳥獣害対策、排水対策等の生産技術を確立しつつ、新規生産者の確保にも努めることで、地域ブランド「薦池大納言」の生産拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

別紙 1 のとおり

6 課題解決に向けた取組及び目標

別紙 2 のとおり

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙 3 のとおり

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙 4 のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	101.8	0	103	0	98	0
備蓄米						
飼料用米	1.2	0	1.2	0	1.8	0
米粉用米						
新市場開拓用米	2.1	0	2.5	0	3	0
WCS用稲						
加工用米						
麦						
大豆						
飼料作物	1.6	0	1.6	0	1.6	0
・子実用とうもろこし						
そば	11.1	0	16	0	16.5	0
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	2.5	0	3.4	0	4.5	0
・野菜	2.4	0	3.2	0	3.7	0
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物	0.1	0	0.2	0	0.8	0
その他						
・〇〇						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	そば(筒川そば)	地域振興作物の地産地消の推進	地元実需者への出荷販売面積の拡大	1,105 a（令和7年度）	1,600 a（令和8年度）
2	みず菜、九条ねぎ、伏見とがらし、小豆(薦池大納言)	高収益作物の生産拡大	生産面積の拡大	255 a（令和7年度）	320 a（令和8年度）

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名:伊根町地域農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物の地産地消の推進	1	16,000	そば(筒川そば)	そば(筒川そば)を生産し、町内実需者に出荷・販売するものに対し作付け面積に応じ助成を行う。
2	高収益作物生産拡大	1	14,000	みず菜、九条ねぎ、伏見とうがらし、小豆(薦池大納言)	高収益作物を生産し、出荷・販売する者に対して作付面積に応じ助成を行う。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載して下さい。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

伊根町地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
伊根町地域農業再生協議会	2,485,000	2,485,000		2,485,000

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

2,485,000円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3															所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物					その他	合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	地域振興作物の地産地消の推進	1	16,000									1,317								1,317	2,107,200
2	高収益作物生産拡大	1	14,000											250				5		255	357,000
合計(基幹)※4			実面積									1,317			250			5		1,572	2,464,200 ※6
合計(二毛作)※4			実面積																	0	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

①追加配分があった場合は、以下の順に単価調整する。

整理番号1は+34,000円/10a、整理番号2は+36,000円/10aを上限に取組計画に応じて単価を増額する。なお、優先順位は整理番号1を増額し、+34,000円/10aもしくは配分額を超える場合、整理番号2を調整する。

②府から減額調整があった場合は追加配分と融通し、余剰分を①により加算する。なお不足する場合は整理番号2から減額調整する。

なお、交付単価は全て1,000円単位とする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分額を超えた場合は、以下の通り調整する。

①余剰額がある他の整理番号の項目から融通により不足分を補うことができる。

②整理番号単位で所要額が配分額を超過する場合は、以下のとおり単価調整を実施する。

(整理番号単位で所要額が配分額を超過したもののみで算定)

交付単価 = 計画単価 × 調整係数(調整後の単価は、1,000円未満切り捨て)

調整係数 = 配分額 ÷ 所要額(各計画単価 × 各交付対象面積の合計)(小数第4位を切り捨て)

(なお、単価調整後に予算の余剰がある場合は、活用面積の小さい整理番号から順に1,000円単位で交付単価を増額することとする。)

6. 高収益作物について

小豆(薫池大納言)

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	伊根町地域農業再生協議会				整理番号	1
使途名	地域振興作物の地産地消の推進					
対象作物	そば（筒川そば）【基幹作物】					
単 価	16,000円/10a（追加配分の額に応じて、50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	在来種である筒川そばは、生産者、関係機関が一丸となって生産拡大を進め、地域ブランドとして町内、近隣市町、府外の方にも親しまれるものとなったが、消費者、加工業者、飲食店等のニーズが高まり、生産が需要に応えられていない課題がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地元実需者への 出荷面積拡大	目標	16.0ha	16.0ha	16.0ha	16.0ha
		実績	13.2ha	14.5ha	11.1ha	—
内 容	そば（筒川そば）を生産し、町内実需者に出荷・販売する者に対して助成を行う。					
具体的要件	1 助成対象者 町内経営所得安定対策等交付金交付申請者 2 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 3 助成要件 ・播種前契約により生産を行い、町内実需者に出荷・販売する ・排水対策として対象農用地に畝溝を概ね3m～10m間隔で設置する排水対策を行う。 ・10a以上の作付けをすること					
取組の 確認方法	1 対象者、対象水田、対象作物及び面積について 経営所得安定対策等交付申請書、営農計画書及び水田台帳との照合と、現地確認を実施する。 2 排水対策について 現地確認で排水対策の実施について確認を行う。 3 町内実需者との播種前契約、販売について 当年産に町内実需者から購入した種子であることがわかる書類（購入伝票等）と町内実需者へ販売したことがわかる書類の写し（販売伝票等）を地域協議会へ提出する。 4 筒川そばの確認方法 播種前契約書により筒川そばの種子を確認する。					
成果等の 確認方法	2027年1月末までに、現地確認結果により確認する。					
備考	支援年限は設定していない。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	伊根町地域農業再生協議会				整理番号	2
使途名	高収益作物の生産拡大					
対象作物	みず菜、九条ねぎ、伏見とうがらし、小豆（薦池大納言）【基幹作物】					
単 価	14,000円/10a（追加配分の額に応じて、50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	本町は、小規模で零細農家が多く、土地利用型作物の大規模生産を行い、農業所得を確保できる環境にないため、収益性の高い作物の導入及び生産拡大が必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	生産面積の拡大	目標	3.2ha	3.2ha	3.2ha	3.2ha
		実績	2.6ha	2.5ha	2.5ha	—
内 容	収益性の高いみず菜、九条ねぎ、伏見とうがらし、小豆（薦池大納言）を生産し、実需者に出荷・販売する者に対して助成を行う。					
具体的要件	1 助成対象者 町内経営所得安定対策等交付金交付申請者 2 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 3 助成要件 ・対象作物を実需者に出荷・販売する。 ・小豆は、播種前契約により生産を行い、町内実需者に出荷・販売する。					
取組の 確認方法	1 対象者、対象水田、対象作物作付及び面積について 経営所得安定対策交付申請書、営農計画書及び水田台帳との照合と、現地確認を実施する。 2 実需者への出荷・販売について ・野菜は、対象作物ごとに販売伝票の写し等を地域協議会へ提出する。 ・小豆は、当年産に町内実需者から購入した種子であることが分かる書類（購入伝票等）と町内実需者へ販売したことが分かる書類（販売伝票等）の写しを地域協議会へ提出する。 3 薦池大納言の確認方法 播種前契約書により薦池大納言の種子を確認					
成果等の 確認方法	2027年1月末までに、現地確認結果により確認する。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。